

2. 民生委員・児童委員等推薦基準について

1. 民生委員・児童委員の適格要件（国の選任要領の概要）

民生委員・児童委員の適格者は民生委員法の規定のほか、次に掲げる要件を備える方を選任すること。また、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう75歳未満の方を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情に応じた弾力的運用を可能とする。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある方
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような方
- (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる方
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる方
- (5) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に关心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる方

2. 民生委員・児童委員選任に当たっての基準

（国の選任要領をふまえての金沢市の運用方針）

- (1) 新たな民生委員・児童委員の選任に当たっては、社会福祉に対する理解と熱意があり、かつ、地域の実情に精通した方であって、原則として69歳未満の方を選任してください。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なことから、金沢市としては69歳以上72歳未満の方についても認めることといたしますが、地域活動（地区社会福祉協議会・善隣館・まちぐるみ福祉活動推進員・町会・地区公民館・校下婦人会・義勇消防団にかかる活動）未経験者については、年齢基準外候補者推薦調書が必要となります。

- (2) 現任の民生委員・児童委員を再任する場合は、将来にわたって積極的な活動を行えるよう、健康状態や活動実績等を十分に考慮し、75歳未満の方を選任してください。

3. 主任児童委員の選任に当たっての基準（国基準及び金沢市の運用方針）

上記の「民生委員・児童委員の適格要件」(国の選任要領)に該当し、かつ、以下に掲げる基準（国の主任児童委員選任要領）に照らして主任児童委員にふさわしい方です。

- (1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する方など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる方を選出してください。
 - ①児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した方又は里親として児童養育の経験がある方
 - ②学校等の教員の経験を有する方
 - ③保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する方
 - ④子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する方
- (2) 女性の積極的な登用に努め、地区主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めてください。
- (3) 原則として、55歳未満の方を選出するよう努めてください。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であることから、金沢市としては新任59歳以下、再任64歳以下の方であっても認めることといたします。

※ 上記年齢基準は『平成28年12月1日現在』。

※ 「以上」「以下」はその数字を含み、「未満」は含まない。